

桜川市定住促進助成金

定住される方に
助成金を支給します

市では、桜川市に定住するために、市外から転入して住宅を取得された方のうち所定の要件を満たす方に、最大50万円の定住促進助成金を支給します。

この制度は、人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化するために実施するものです。

■申請期間／平成27年4月1日～平成30年3月31日

■助成対象者の要件（すべてに該当する方）

▼申請日の直近3か年以内にIターンまたはUターンをされた方（住民票に記録されていることが必要）

・Iターン／初めて桜川市に転入して住所を定めること。

・Uターン／桜川市から転出後1年以上を経過してから、再び桜川市に転入して住所を定めること。

▼桜川市内で、新築住宅または中古住宅を取得し、かつ、その所有権を平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に、不動産登記簿に登記

された方

▼申請日の直近の4月1日現在で、年齢20歳以上45歳以下である方

▼世帯全員に市税等の滞納がない方

▼以前に定住促進助成金の支給を受けたことがない方

▼申請について共有名義者全員の同意を得た方（取得した住宅が共有名義の場合）

■加算助成金

新婚世帯または子育て世帯の方には、助成金の金額を加算します。

・新婚世帯／申請日時点で婚姻後3か年以内である世帯

・子育て世帯／義務教育中の子どもを扶養している世帯

■助成金の金額

・基本助成金／新築住宅30万円、中古住宅15万円

・加算助成金／新築住宅20万円、中古住宅10万円

■問合せ・申請先／都市整備課（☎58-5111・75-3111、内線1165）



おっきなあれ！

募集中



塚田 隼斗ちゃん（写真左）
平成23年3月12日生

塚田 一華ちゃん（写真右）
平成24年12月23日生
（大國玉地区）

ママ・パパからひとこと
これからも兄妹仲良く
元気に成長してね。
大好きだよ。

■応募方法／ページ左下のメールアドレスに必要な事項を送付するか、またはお電話でお申し込みください。

■必要事項／写真（お子さんだけの写真も可）、保護者の氏名・住所・電話番号、お子さんの氏名（ふりがな）・性別・生年月日、保護者からのひとこと

■応募先／秘書広報課
（☎58-5111・75-3111代表）

※このコーナーに掲載をご希望の方は、秘書広報課（☎58-5111・75-3111／内線1268）までお申し込みください。

広報 さくらがわ No.223 1月1日発行

発行：桜川市／月2回（1日／15日）
編集：市長公室秘書広報課
TEL：0296-58-5111・75-3111（代表）
FAX：0296-58-5115
〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地
ホームページ <http://www.city.sakuragawa.lg.jp>
Eメール info@city.sakuragawa.lg.jp



【表紙】

平成26年10月、日本武道館で開催された船越義珍杯第13回少年世界空手道選手権大会に、空手道場「大和道場」（高久地区）で学ぶ柏湧斗さん（岩瀬東中3年、写真右上）と小林里菜さん（高校3年、写真左上）が、日本代表として出場。各国の代表選手が出場するなか、柏さんが15才男子・形の部で優勝、小林さんが16-18才女子・形の部で3位に輝きました。